

土庄町農業委員会会議録

平成30年8月20日

出席委員

濱岡 重夫	佐竹 義光	中川 修作	中黒 哲也
森田 嗣洋	石井 正樹	平林 紀芳	三村 康
佐伯 敏雄	森 和志	濱中 紀仁	末長 顕悟
藤田 忠義	中野 博喜		

欠席委員

事務局

事務局長 川本 公義 主任主事 三浦 博樹

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、8月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として4議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

森委員、石井委員よろしく申し上げます。

続きまして、議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書2～3ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第8番について、中川委員からご説明をお願いします。

(中川委員)

議案第1号第8番については、現在譲受人が会長である会社が管理する農地の隣接地と、山の方の一筆になります。そのため、農地の利用については問題なく行われると思われま

す。

(議 長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第8番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第8番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第9番について、佐竹委員からご説明をお願いします。

(佐竹委員)

議案第1号第9番については、譲渡人と譲受人は兄妹関係にあります。本件の農地は譲受人の住宅の裏手にあります。譲受人は農地を所有しておりませんが、譲渡人が近隣に住み、管理の補助を行えるために農地所有のための下限面積についても問題ありません。

(議長)

佐竹委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第9番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第9番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第10番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第1号第10番については、譲受人は最近小豆島に帰ってきて、農業を始めたいとのことで今回の所有権移転案件になります。本件の農地は譲受人の住宅の近隣地であり、特に問題は無いかと思えます。

(議長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第10番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第10番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第11番について、私から説明いたします。

議案第1号第11番については、譲受人は、今まで父の農地で農業を手伝っていたそうです。今回、自ら農地を所有し、農業を行いたいとのことで、申請地は自宅の近隣地であり、特に問題は無いかと思えます。

私からご説明いたしましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第11番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第11番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第12番について、藤田委員からご説明をお願いします。

(藤田委員)

議案第1号第12番については、譲受人の父が農業を行っております。今回、申請地の隣接宅地を譲り受けるにあたり、本申請地についても譲り受けるとのことですので。特に問題は無いかと思えます。

(議長)

藤田委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第12番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第12番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第2号「農地の転用承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書5～11ページ、審査書を基に説明。

農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第2号第2番について、平林委員からご説明をお願いします。

(平林委員)

議案第2号第2番については、現在住んでいる実家の老朽化が進んでいるために、自己住宅を新築するものです。実家の隣接地に新築し、申請人家族のみが住むとのこと。宅地拡張の形となり、周辺農地に影響を与えるものでもなく、特に問題は無いかと思いません。

(議長)

平林委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第2番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第2号第2番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第2号第3番について、森委員からご説明をお願いします。

(森委員)

議案第2号第3番については、無断転用案件で、過去に申請者の父が建築したものです。

最近、父から相続した土地の中で本件申請地のことが分かり、整理のために追認許可を求めめるものです。現状で特に周辺農地への影響を与えているものではなく、特に問題は無いかと思えます。

(議長)

森委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第2号第3番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第2号第3番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第3号「農地の転用に伴う権利移動承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書13～18ページ、審査書を基に説明。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、議案第3号第7番について、平林委員からご説明をお願いします。

(平林委員)

議案第3号第7番については、譲受人は現在借家住まいをしており、もうすぐ2人目の子供が生まれる予定であるので、手狭になることもあり、住宅を新築することにしたとのことです。申請地は耕作はされておらず、周囲も住宅に囲まれた場所ですので特に問題は無いかと思えます。

(議長)

平林委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第7番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第3号第7番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第3号第8番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第3号第8番については、現在借家住まいの譲受人が、今後子供が生まれる予定を考慮し、自己住宅を新築することにしたとのこと。申請地は山に面した土地であり、約半分程度の面積ががけ条例により木造建築不可となっていますので、利用率についても満たしています。特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 3 号第 8 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 3 号第 8 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第 4 号「非農地証明願承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書 20、21 ページ、審査書を基に説明。

土庄町非農地証明事務処理要領 3 (2) の許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 4 号第 3 番について、中川委員からご説明をお願いします。

(中川委員)

議案第 4 号第 3 番については、現地確認も難しいほどの山奥の土地であり、遠目の確認で明らかに山林化しており、特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第3番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第4号第3番について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 来月の委員会について

開催日時 9月20日(木) 午後1時半～ 役場2階 会議室

(議長)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 15時00分

議事録署名人 議長

議事録署名人 森 和志

議事録署名人 石井 正樹